

生衛業受動喫煙防止対策助成金の窓口

あなたのお店は令和2年4月1日から
原則屋内禁煙となります

助成金を受けて、店内に喫煙室を設けたい

お店は労働者災害補償保険に加入していますか？

下記指導センターにご相談ください

店内全面禁煙にします

特に対応はありません

いいえ

はい

青森労働局にご相談ください
(☎ 017-734-4113)

助成制度の概要は裏面をご覧ください

(公財) 青森県生活衛生営業指導センター

TEL 017-722-7002 FAX 017-722-7025 HP <http://www.seiei.or.jp/aomori/>